

登校許可証・罹患届についてのお願い

本校では、学校保健安全法および学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症として、下記疾病と診断された児童は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで出席停止とさせていただきます。

つきましては、医師の登校許可をうけた後、診断された疾病により、下記のとおり登校許可証又は罹患届を学校まで御提出ください。

◎登校許可証

市より発行されるもので、医師による記入が必要です。以下の疾病と診断されましたら、学校から用紙をもらってください。この用紙は町田市医師会会員の医療機関で使用できます。証明手数料は町田市が公費負担をしています。市外の医療機関では、手数料がかかる場合もあります。

対象疾病

- ① 百日咳 ② 麻疹（はしか） ③ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ④ 風疹
⑤ 水痘（水ぼうそう） ⑥ 咽頭結膜熱（プール熱） ⑦ 結核 ⑧ 髄膜炎菌性髄膜炎
⑨ 流行性角結膜炎 ⑩ 急性出血性結膜炎 ⑪ 溶連菌感染症

◎罹患届

医師による証明は不要です。登校日が確定しましたら、以下のリンク先のフォームに必要事項を入力の上、送信してください。出席停止期間につきましては、以下をご確認ください。

対象疾病

- ①インフルエンザA型 ②インフルエンザB型 ③新型コロナウイルス ④感染性胃腸炎

※インフルエンザは発症日を0日目と数え、「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症は発症日を0日目と数え、「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止です。

罹患届

<https://forms.gle/eHuyawWndSTQou3a9>